

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

## 裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

上記審査請求人から令和 4 年 6 月 20 日付けで提起のあった霧島市情報公開条例（以下単に「条例」という。）第 8 条の規定に基づく公文書開示請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を認容し、本件処分を取り消す。

### 理 由

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の申立ての要旨は、霧島市消防局長（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 6 月 1 日付け総消第 52 号をもって行った公文書開示請求拒否決定処分の取消しを求めたものであって、その理由として、次のとおり主張した。

- (1) 平成 28 年 1 月 24 日に発生した鹿児島県霧島市霧島田口 405 番地の火災（放火）について、その当時その場所に置いてあった私の私物が〇〇によって盗まれたのか又は火災によって消失したのか知る必要があり、重大且つ多数の損害を被ったので〇〇に対して損害の補償をしてもらう必要があり当時霧島市消防局が罹災証明書を発行するにあたって「事実を確認した記録があるもの又は確実な証拠により立証」した当該公文書を確認する必要がある為。（動産について私の私物が存在していた為）

#### 2 当庁の判断

- (1) 当庁は、条例第 17 条の規定により、令和 4 年 10 月 4 日に、本件審査請求について、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (2) 令和 5 年 3 月 29 日付け霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1 号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

##### 『1 本件対象文書について

条例第 4 条第 1 項第 2 号は、開示請求は、実施機関に対して、「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載した開示請求書を提出してしなければならない旨を定めている。また、同条第 2 項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、

相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。

以上を踏まえて、本件開示請求について検討すると、開示請求書中「公文書の件名又は内容」の記載事項については、処分庁が開示請求の対象となる文書を具体的に特定するに足りるとは言えない面があることから、本件処分において、審査請求人の意図するところと処分庁の解釈の間に齟齬が生じていないか疑問の余地がある。

したがって、処分庁においては、本件開示請求書を受け付けた段階で、審査請求人に対し、補正の参考となる情報として、保有する具体的な公文書の情報等を提供し、開示請求書の補正を促すなど、対象となる公文書の特定に向けた措置を講ずる必要があったものと考えられる。

当審査会においては、審査請求書等の趣旨を踏まえ、本件対象文書は、平成 28 年 1 月 24 日霧島市霧島田口 405 番地において発生した火災に関する「り災証明書及びり災証明書を作成する基となった資料」であるものとして審査を進めた。

## 2 条例第 8 条を根拠とした本件処分の妥当性について

条例第 8 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

当該条文は、適用例として、特定の個人に係る生活保護や措置入院等に関する申請書類の開示請求などが挙げられ、このような開示請求に対して、当該公文書の有無を答えた場合、当該人物がそれらの申請を行ったか否かという、通常、不開示情報として保護すべき利益に当たる情報が開示され、当該公文書を開示したことと等しくなることから、実施機関が、当該公文書の有無について応答を拒否することができることを定めたものである。

以上を踏まえて、本件処分について検討すると、仮に、本件対象文書が存在すると応答したとしても、本件火災に関してり災証明書が作成されたことが明らかになるだけであり、具体的なり災の状況や焼失した物品等は明らかにはならない。また、本件火災が発生したことは、審査請求人を含む地域住民にとって周知の事実であり、火災の発生に伴いり災証明書が作成されることも通常のことであるため、本件対象文書が存在すると答えることが、本件対象文書を開示することと等しくなるとはいえず、個人の権利・利益を侵害するともいえない。したがって、条例第 8 条を根拠とした本件処分は妥当とはいえない。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和5年4月10日

審査庁

霧島市長 中重 真一



上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和5年 月 日

審査庁

霧島市長 中重 真一



(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。